

INFORMATION

講座・教室

未来くんの料理教室「手作り料理とおやつ」

- 日時／11月9日(土)午前10:00～午後1:00
- 場所／中央公民館調理室
- 対象／小学4～6年生20人
- 担当／向日市食生活改善推進員協議会
- 申込み／10月31日(木)までに健康管理課(内線357)へ。

寺戸中学校20周年記念事業 講演「生きるということ」

- 日時／11月6日(水)午後1:15～3:30(受付1:00～)
 - 場所／寺戸中学校体育館
 - 講師／清水哲さん(元PL学園高校野球部)
- ※PL学園高等学校野球部時代、第56全国選抜高校野球大会準決勝などの結果を残し、同志社大学に進学し、野球を続けたが、試合中の事故により障害を負う。
- 申込み／10月31日(木)までに「20周年事業参加希望」と記入のうえ、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、Eメール、FAX、郵便のいずれかで寺戸中学校へお申込みください。電話での申込みは受付けておりません。
- ☎寺戸中学校(〒617-0002向日市寺戸町蔵ノ町1) ☎934-5311・☎934-5312 Eメールterado-jhs@kyoto-be.ne.jp)

乙訓地区父親を考えるフォーラム

- 日時／10月27日(日)午後1:15～4:30
- 場所／大山崎町ふるさとセンター
- 対象／父親、母親、これから親になる人、企業関係者、社会教育関係者、子育てに関心のある人
- 内容／講演と交流会
- 講師／浅田賢幸さん(前宇治少年院長)
- 保育ルーム／就学前の子ども。事前にお申込みください。
- 申込み／乙訓教育局☎933-5130へ。

中小企業管理・監督者セミナー

- 日時／10月29日(火)午前10:00～午後4:00
- 場所／京都テルサ(京都市南区九条通新町ル)
- 内容／
- 講演「パートタイム労働者の雇用管理をめぐる問題点」
- 説明「雇用管理をめぐる助成金制度について」
- 講演「これからの人材育成について」

乙訓管内で不審火による火災が多発しています

放火防止五カ条

- ①家の周りに燃えやすい物を置かない
- ②建物の周囲、駐車場を照明で明るくする
- ③空家、物置にはカギをかける
- ④車両のカバーには、燃えにくい物を使う
- ⑤地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう

火遊びによる火災を防止するために

- ①火災の恐ろしさについて子どもに教える
- ②マッチやライターを子どもの手の届くところに置かない
- ③火遊びを見かけたら、注意する
- ④子どもだけでたき火や花火をさせない

乙訓消防組合消防本部・向日消防署

- 講演「仕事と家庭の両立支援策について」
- 定員／100人
- 申込み／10月22日(火)までに京都府府民労働部労政課労働教育係☎414-5085・☎414-5092・Eメールrosei@mail.pref.kyoto.jpへ。

スポーツ

トリム・ジョギング大会

- 日時／11月23日(祝)
- コース／A…2.5kmコース(中学男子の部、中学女子の部、一般男子の部、一般女子の部、壮年「50歳以上」の部)
- B…5kmコース(一般男子の部、一般女子の部、壮年「50歳以上」の部)
- C…ファミリーコース2.5km(保護者併走の小学生

- または小学5・6年生)
- 参加資格／小学生以上の健康な男女
- 申込み／10月31日(木)までに、申込用紙に記入のうえ、教育委員会社会教育課(内線325)または(財)向日市体育協会(☎922-2211)へ直接お申込みください。申込用紙は市民体育館、市民温水プール、市民会館、地区公民館にもあります。

読書

おはなしひろば

- 図書館ボランティア「きつらいぶらり」による、楽しいおはなしや、てあそびの時間です。
- 日時／10月26日(土)午前11:00
- 場所／図書館
- ☎図書館☎931-1181

老人保健をお持ちの方は、平成14年10月1日から自己負担が変わりました

表1	自己負担限度額(1か月当たり)		
	外来(個人ごと)	外来十入院(世帯単位)	
一定以上所得者(2割)	40,200円	72,300円+1% ※1 〔40,200円〕 ※2	
(1割)	一般	40,200円	
	低所得者(住民税非課税)	Ⅱ	24,600円
		Ⅰ	15,000円
	8,000円		

※1 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算

※2 []内は年4回以上該当した場合の4回目以降の額

- 低所得者Ⅱ 世帯員全員が住民税非課税である方
 - 低所得者Ⅰ 世帯員全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方
- ※低所得の方は、『限度額適用・標準負担額減額認定証』の申請が必要です。
- ※『入院時一部負担金限度額適用・標準負担額減額認定証』を現在お使いの方も、有効期限等の変更がありますので、再度申請してください。
- ※今回の法改正に伴って、今までの減額の認定ができなかった方も、認定ができる場合がありますので、申請してください。

窓口負担の支払いが高額になった場合は払い戻しが受けられます

1か月の医療費が高額になった場合は申請をして認められると、自己負担限度額(表1)を超えた分が高額医療費としてあとから支給されます。同じ世帯内に老人保健で医療を受けている方が複数いる場合は、合算することができます。

■計算の仕方■

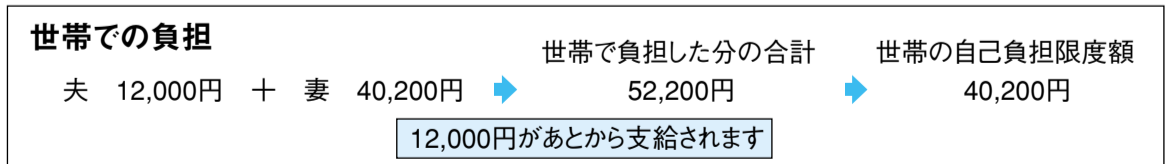
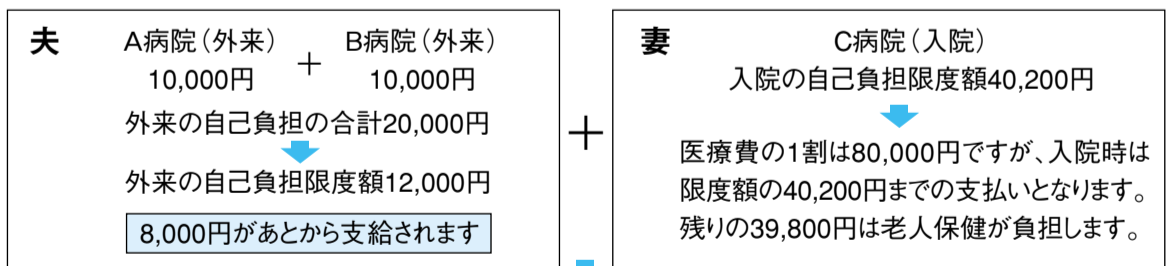
- ①まず外来の自己負担について、個人で合算し、外来の限度額を適用します。
- ②それに入院の費用を加え、世帯単位で合算した後、限度額を適用します。

●例

所得区分が「一般」の世帯で、同じ月内に、

※夫がA病院(外来)で10,000円、B病院(外来)で10,000円

※妻がC病院(入院)で40,200円(医療費の総額は800,000円)を自己負担した場合



合計で8,000円+12,000円=20,000円があとから支給されます

■払戻しの手続きにお持ちいただくもの■

- 健康手帳 ○医療受給者証 ○健康保険証 ○本人名義の口座番号を確認できるもの(郵便局以外)
- 領収書 ○印鑑

お問い合わせ 高齢者福祉課医療係(内線342)